

## 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領等の一部改正（案）について

令和 7 年 2 月  
国土交通省航空局安全部  
無人航空機安全課

### 1. 概要

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第132条の85第 1 項に定められる飛行の禁止空域において無人航空機を飛行させようとする場合には同条第 2 項又は第 4 項第 2 号の規定による国土交通大臣の許可を、また、法第 132 条の86第 2 項に定められる飛行の方法によらずに無人航空機を飛行させようとする場合には同条第 3 項又は第 5 項第 2 号の規定による国土交通大臣の承認をそれぞれ受けることが必要とされている。

国土交通省航空局では、当該許可及び承認に係る具体的な審査基準として「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成 27 年 11 月 17 日国空航第 684 号、国空機第 923 号。以下「審査要領」という。）を定め、許可及び承認を行うに当たっての無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力等の要件について規定している。

今般、無人航空機による物流需要の増加に迅速に対応するため、総重量 25kg 以上の無人航空機の社会実装を進めるべく、総重量 25kg 以上の無人航空機の飛行に関し「堅牢性が必要」などの定義が曖昧となっている要件について具体化するよう規制改革推進に関する答申（令和 6 年 5 月 31 日付）において求められているところ、当該要件の具体化を行うこととする。加えて、今般の無人航空機の事故等の発生状況も踏まえ、総重量 25kg 以上の無人航空機を飛行させる場合は、不測の事態が発生した際に十分な補償ができるよう、飛行させる者に対し、第三者賠償責任保険への加入を求めることとする。これらを通じ、総重量 25kg 以上の無人航空機の安全な利活用を総合的に推進するため、審査要領について所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

#### 【4-1-2 関係】

- (1) 審査要領において規定する総重量 25kg 以上の無人航空機の機能及び性能に係る要件のうち「運用に耐えうる堅牢性を有すること」については、同項の「機体を整備することにより 100 時間以上の飛行に耐えうる耐久性を有すること」と統合して飛行時間の要件は撤廃し、「実施しようとする飛行において想定される気象条件その他の運用条件を設定し、当該条件下において、安定した離陸、着陸及び飛行がで

きること」を新たに規定する。

**【2-2-1及び4-3-1関係】**

- (2) (1)の要件の撤廃・統合に合わせて、総重量 25kg 以上の無人航空機を飛行させる場合は不測の事態が発生した際に十分な補償ができるよう、第三者賠償保険への加入を求めることとする。

**【その他】**

- (3) 経過措置として、審査要領の改正規定の施行の日から6ヶ月を経過する日までの間は、(1)の改正前の総重量 25kg 以上の無人航空機の機能及び性能に係る要件を満たして飛行させる場合は、(2)の第三者賠償保険への加入については、求めないこととする。

**3. 改正予定**

公布：令和7年3月頃

施行：令和7年3月末頃